**土庄町立地適正化計画策定業務委託プロポーザル実施要領**

**１．　業務の目的**

急激な人口減少・少子高齢化に直面している本町にとって、社会構造の変化に対応した

持続可能なまちづくりの実現への取り組みは急務である。そのためには、コンパクトシティの意義を町全体で理解し、居住誘導区域や都市機能誘導区域の適切な設定により、人口密度の維持や魅力の向上に繋げていくことが重要である。

また昨今の自然災害の頻発化・激甚化により、土砂災害や浸水等における多くの人的被害が発生していることから、安全な町の形成のため防災対策との連携による取組方針等を示した防災指針を位置付け、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を目的とする。

**２．　業務の名称**

土庄町立地適正化計画策定業務委託

**３．　契約期間**

契約締結日から令和6年3月8日(金)まで

**４．　履行場所**

土庄町全域及び必要な箇所周辺地域

**５．　業務の内容**

別紙仕様書のとおり

**６．　契約方法等**

(1)契約方法

公募型プロポーザル方式

(2)委託上限額

2カ年合計￥１６，４６７，０００円以下(消費税及び地方消費税額を含む)

各年度の予算額(参考)

　令和４年度分￥9,207,000円

　令和5年度分￥7,260,000円

※実際の契約額については、上記概算額の範囲内で受注予定者の提案内容を参考に決定するものとする。

**７．　参加資格**

(1) 当該契約年度の土庄町入札参加資格者名簿において、次の表に掲げる業種に登録

　されていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種 | 建設コンサルタント |
| 種　目 | 都市及び地方計画 |

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない

者。

(3) 本件公告の日から本業務委託契約締結の日までの間において、土庄町から競争入札

参加資格等の指名停止を受けていない者。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申し立てをしてい

　る者若しくは、再生手続開始の申し立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申し立てを受けた者を除く)、または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは更生手続開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定す

　る暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 役員または使用人等が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6または第198条の

　規定に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起

されていない者。

(7) 納税義務である税を滞納していない者であること。

**８．　配置予定技術者**

(1) 管理技術者

技術士(昭和58年法律第25号)であり、次に示すいずれかの部門とし、本業務と同種

あるいは類似した業務実績の経験が10年以上の者とする。

　 ア)総合技術監理部門：都市及び地方計画

　 イ)建設部門：都市及び地方計画

(2) 照査技術者

管理技術者と同等以上の資格を有する者とし、他の技術者との兼務は不可とする。

(3) 担当技術者

主担当技術者は、本業務と同種あるいは類似した業務実績の経験が3年以上の者とする。その他担当技術者については、資格を問わないものとする。

**９．　公募スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 実施の公表、公告 | 令和4年5月11日(水) |
| (2) 参加意向申出書及び質問書の受付期限 | 令和4年5月17日(火)正午まで |
| (3) 参加資格要件の確認通知、質問書回答送付 | 令和4年5月23日(月) |
| (4) 技術提案書及び誓約書の受付期間 | 令和4年5月24日(火)  ～6月13日(月)正午まで |
| (5) プロポーザル評価委員会 | 令和4年6月20日(月)(予定) |
| (6) 審査結果通知発送 | 令和4年6月下旬 |
| (7) 契約締結 | 令和4年7月上旬 |

　　なお、受付時間は、開庁日の8時30分～12時及び13時～17時15分までとします。

**１０．事務局及び資料提出先**

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | 土庄町建設課 |
| 0789-62-7006 |
| 参加意向申出書及び質問書提出先(メール) | [t0815@town.tonosho.lg.jp](mailto:t0815@town.tonosho.lg.jp) |
| 技術提案書等提出先(郵送または持参) | 〒761-4192  香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2 |

**１１．参加意向申出書及び質問書の提出**

(1) 参加意向申出書の提出

　　参加意向申出書(様式1)(代表者印を押印したPDF形式)を、提出期限内に電子メール

で提出してください。事務局より、着信確認のメールを返信します。

(2) 質問書の提出

　　本書等の内容について疑義のある場合は、質問書(様式2)(Word形式)を提出期限内に

電子メールで提出してください。事務局より、着信確認メールを返信します。後日、電子メールにて参加予定事業者全員に回答します。

なお、質問がない場合には質問書の提出は不要です。

(3) 申請書等様式

　　申請書等の様式については、土庄町ホームページからダウンロード可能です。

**１２．技術提案書等の提出**

　　提出期限内に必要書類を添えて持参または郵送にて提出してください。

　(1) 技術提案書等の内容

　　　公募型プロポーザル説明書を基に課題の記述及び様式の記載をしてください。

　(2) 提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 提出部数 |
| ①　参加意向申出書の原本　様式1 | 1部 |
| ②　誓約書 | 1部 |
| ③　技術提案書表紙　様式-A | 1部 |
| ④　技術提案書(公募型プロポーザル説明書のとおり作成し、印刷したもの) | 7部 |
| ⑤　業務実績表　様式-B、様式-C | 7部 |
| ⑥　業務の実施方針及び実施手法　様式-D | 7部 |
| ⑦　工程計画表(自由様式) | 7部 |
| ⑧　見積書(2か年) | 1部 |
| ⑨　様式-B、様式-Cに付随する書類 | 1部 |
| ⑩　上記②～⑨のPDFデータをCD-R等に記録したもの  ※④技術提案書は、必要があればパワーポイント形式のデータを提出可 | 1枚 |

※④～⑦には、提案者の所属する会社名等が推測できるものは一切記載しないこと。

※見積書の様式は任意としますが、各業務内容に対応し内訳が分かるように年度ごと

に作成してください。

　(3)申請書類の取扱等

　　(ア)提出された申請書類は返却しません。

　　(イ)提出期限後は、申請書類の差し替え、変更または追加は認めません。

　　(ウ)申請書の受領後、本町が必要であると判断した場合は、補足資料を求めることがあ

ります。

　　(エ)申請書類の作成に係る費用及びヒアリング実施に係る費用は、提案者の負担としま

す。

**１３．提出資格の喪失**

　　次の各号のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失します。

　(1) 7.参加資格の各号を満たさないとき。

　(2) 提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

　(3) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないとき。

　(4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

**１４．応募の辞退**

　　参加意向申請書を提出した後に辞退する場合は、郵送または持参により辞退届(様式3)

を提出してください。

　なお、受付時間は、開庁日の8時30分～12時及び13時～17時15分までとします。

**１５．受託候補者の選定方法**

　　応募受付期間終了後、本町が設置するプロポーザル評価委員会において、技術提案書等

に係るヒアリング及び提出された書類に基づき審査し受託候補者を選定します。

　　詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

　(1) ヒアリング実施日時

　　　令和4年6月20日(月)を予定

　(2) 実施場所

　　　香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2　土庄町役場(予定)

　　　※詳細については、各提案事業者へ別途通知します。また、新型コロナウィルス感染

症状況により、手続等を変更する可能性があります。その際には、随時お知らせし

ます。

　(3) ヒアリングの内容

　　　ヒアリング時間は、提案者の説明20分、質疑応答10分の合計30分を予定していま

す。

　出席者は2名以内とします。配置予定技術者は必ず出席をお願いします。

　※説明は、提出された④技術提案書データをスクリーン等に表示して実施します。

**１６．提案内容の評価**

　　別表の評価基準に基づき審査を行い、各評価項目の6割以上の点数を獲得し、最高得

点を得たものを本業務委託の受託候補者とします。

　また、採点の結果、最高得点の提案が複数あった場合(同点の場合)は、課題の提案によ

る評価点数の高い提案事業者を選定します。それでもなお決定しない場合は、委員の協議により最終順位を決定します。

**１７．審査結果通知**

　　審査結果は、令和4年6月下旬以降に提案事業者全てに書面にて通知します。

**１８．その他**

　(1) 審査結果の通知後、選定された提案事業者と速やかに契約を締結します。

　(2) 契約書作成等に係る費用は、提案事業者の負担とします。

　(3) 契約保証金の納付については、土庄町契約規則(昭和45年規則第6号)によるものと

します。

　(4) 契約書作成を要します。

　(5) 契約条項等の閲覧

　　 土庄町契約規則は、検索サイトから「土庄町契約規則」と検索すると閲覧できます。

　(6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

**(参考)**

① 第2期土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略

https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/2/sennryaku.pdf

② 第2期土庄町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/2/kjinkou.pdf

③ 土庄町都市計画マスタープラン

https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/6/tonoshotyoutosimasu0415.pdf

④ 小豆島地域公共交通計画

https://www.town.shodoshima.lg.jp/material/files/group/6/honpen\_koutuukeikaku.pdf

別表　評価基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価細目 | 評価の視点 | 評価の基準 | 評価  配点 |
| 執行体制 | 受託作業体制 | スタッフ体制 | 業務を実施するスタッフ体制が確保されているか | 5点 |
| 支援体制 | 企画専門的知識・能力 | 提案内容の専門性 | 専門的知識を踏まえた支援体制になっているか | 5点 |
| 課題の提案 | 企画作成力・企画視点 | 提案方法の視点  ・着眼点 | 趣旨を的確に理解して論理整理がされているか | 35点 |
| 本町の状況及び町政の方向性を理解しているか |
| 専門的知識を踏まえた提案内容となっているか |
| 提案内容の具体性  ・実現性 | 提案内容が具体的か | 25点 |
| 提案内容に実現性があるか |
| 資料作成力 | 提案内容の資料は、分かりやすく表現されているか | 10点 |
| 提案内容の創造  ・発想力 | 受託者としての独自性が発揮され、効果的な内容か | 15点 |
| コスト縮減 | 企画内容と見積額 | 企画内容と  予定価格の整合性 | 企画内容と見積額とのバランスがとれており、予定価格と整合がとれているか | 5点 |